

自由満期型定期預金

1.商品名	自由満期型定期預金
2.販売対象	個人のみ
3.期間	<p>最長5年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この預金の全部または一部について、預入日の6か月経過後から5年までの間の任意の日に払い戻すことができます。 ・預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利継続)の取扱いができます。
4.預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<p>一括預入</p> <p>1円以上1,000万円未満</p> <p>1円単位</p>
5.払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入日の6か月後の応当日以後に一括して払い戻します。 ・預入日から6か月経過後は1万円以上1円単位で一部払い戻しもできます。ただし、お預入れ金額が300万円以上の場合、一部払い戻し後の残高が300万円を下回らない金額までとします。
6.利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法	<p>預入時の店頭表示の利率を解約日または書替継続日まで適用します。</p> <p>預入期間別に6か月以上、1年以上、2年以上、3年以上、4年以上、5年の6段階で、金額階層別に300万円未満・300万円以上の2段階で金利設定をおこないます。金利については窓口でお問い合わせいただくか、当行ホームページをご覧ください。</p> <p>解約日または書替継続日に一括して支払います。</p> <p>付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算(6か月ごとの複利計算)</p>
7.手数料	なし
8.付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座に定期預金としてお預入れいただいた場合、総合口座貸越の担保となります。 なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率です。(約定利率は5年の利率です。) ・マル優の取扱いができます。
9.中途解約時の取扱い	<p>預入日から6か月未満で解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに払い戻します。</p>
10.その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・最長預入期限以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・利息については20%の分離課税の対象となります。 ・平成25年1月1日より復興特別所得税(0.315%)が追加で課税されます。 ・預金保険の対象となります。

11. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
-----------------------	--

(平成29年5月8日現在)